

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-527636(P2004-527636A)

【公表日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2003-500136(P2003-500136)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 F 4/654

C 0 8 F 10/00

【F I】

C 0 8 F 4/654

C 0 8 F 10/00 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月2日(2005.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

固体状プロ触媒組成物を製造するため、マグネシウム化合物を順序は問わずにチタニウムハライド化合物及び内部電子ドナーと適当な媒体中で接触させ、該反応媒体から固体状プロ触媒を分離し、抽出前と比較してチタニウム含有量が低減された固体状プロ触媒組成物を製造するのに十分な時間、45～300の温度条件下で当該固体状プロ触媒を脂肪族炭化水素、環状脂肪族炭化水素、芳香族炭化水素、それらのハロゲン化誘導体及びこれらの混合物から選ばれる液体希釈剤と少なくとも1回接触させることにより固体状プロ触媒組成物を抽出し、当該固体状プロ触媒組成物を回収することからなるチーグラ・ナッタオレフィン重合プロ触媒組成物として用いられる固体状プロ触媒組成物の製造方法。

【請求項2】

脂肪族炭化水素がイソペンタン及びイソオクタンから選ばれ、芳香族炭化水素がトルエン及びキシレンから選ばれ、ハロゲン化誘導体がクロロベンゼン、ジクロロベンゼン及びクロロトルエンから選ばれる請求項1記載の製造方法。

【請求項3】

抽出が115～200の温度範囲で行われる請求項1記載の製造方法。

【請求項4】

固体プロ触媒が抽出工程の前に乾燥される請求項1記載の製造方法。

【請求項5】

請求項1に従って製造されるチーグラ・ナッタオレフィン重合触媒組成物用固体状プロ触媒組成物。

【請求項6】

請求項5記載の固体状プロ触媒組成物、共触媒及び選択性制御剤を含有してなるチーグラ・ナッタオレフィン重合触媒組成物。

【請求項7】

オレフィンモノマーを重合条件下で請求項6記載のチーグラー・ナッタオレフィン重合触媒組成物と接触させることからなるオレフィンモノマーの重合方法。

【請求項8】

請求項 7 記載の重合方法によって得られるオレフィンポリマー。